⑵　許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

⑶　わなの使用に当たっての許可基準

ア　わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

1)　くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

①　イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

②　イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が４ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2)　とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3)　ヒグマ及びツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限る。

イ　標識の装着に関する基準

法第９条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

⑷　保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

⑸　鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽（きん）類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

２　目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者にあっては、以下の基準に適合する必要がある。

２－１　学術研究を目的とする場合

⑴　学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1)　主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2)　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3)　主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4)　研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

イ　許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ　鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

エ　期間

１年以内。

オ　区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

カ　方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1)　法第12条第１項又は第２項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

2)　殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ　捕獲等又は採取等後の措置

1)　殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2)　個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3)　電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

⑵　標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）